**平成２１年（フ）第８３７号**
堺市北区百舌鳥本町２丁220番地１
債務者　こがねやこと　桑原　信人
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　真弓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第８３８号**
堺市北区百舌鳥本町２丁220番地１
債務者　桑原むつみ
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　真弓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第９０７号**
堺市美原区北余部352番地４
債務者　武元　智佳
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　真弓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第６０６号**
熊本市清水新地４丁目６番２号
債務者　竹松小夜子
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第３９４号**
大分県由布市挾間町下市309番地19
債務者　山本　東男
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第１２８号**
秋田県湯沢市上院内字町後176番地
債務者　鈴木　純二
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　康博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２１年（フ）第１２９号**
秋田県湯沢市上院内字町後176番地
債務者　鈴木　信雄
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　康博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２１年（フ）第１３０号**
秋田県湯沢市上院内字町後176番地
債務者　鈴木由輝子
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　康博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第２９１号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野506番地13
高野パークハイツ105
債務者　横塚　弘美（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第４１８号**
神奈川県平塚市万田13番地の１　カームハイツ１―201
債務者　森田　千晴（旧姓相澤）
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４４６号**
神奈川県平塚市八千代町15番26―604号　スカール平塚
債務者　飯島　　健
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４６２号**
神奈川県厚木市恩名４丁目５番９号
債務者　内海　　孝
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４７４号**
神奈川県厚木市三田3408番地17
債務者　藤丸真由美
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４９４号**
神奈川県小田原市酒匂４丁目13番34―506号
債務者　高城　和美
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第３４１号**
新潟市東区中野山５丁目13番５号　山田ハイツ107
債務者　渡辺　　昇
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１３３号**
新潟県長岡市希望が丘南６丁目３番地４
債務者　覺張　麻美
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２１年（フ）第１３８号**
新潟県魚沼市青島420番地６
債務者　佐藤　正二
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２１年（フ）第１４１号**
新潟県柏崎市大字新道1198番地
債務者　金子　香織
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係